

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・ 訓練促進に向けた支援

---

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練促進に向けた支援

- 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況は、静岡県全体で97%と全国平均(約85%)に比べて高い水準である(R4.9末時点)。
- 避難確保計画作成率は高いものの、**避難確保計画未作成施設への助言・勧告に加えて、計画内容の精査と発災時における実効性向上が課題**である。



施設管理者に直接助言・勧告する自治体の支援に加えて、取組をより一層推進するためには、協議会事務局である、国・県の支援が必要。

## 【協議会の支援】

- 相談窓口を設置し、自治体(や施設管理者)の相談内容を踏まえ適宜対応
- 取組内容の進捗や問題点等を自治体に適宜ヒアリングを実施

## 【国の支援】(説明会等に活用できる資料等の提供)

- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報をHPで紹介

HP: <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

## 【県の支援】(説明会等への講師派遣)

- 講師の派遣又は資料提供(水害リスク情報関連)

講師派遣に関する相談先: 静岡県交通基盤部土木防災課(電話:054-221-2249)

## 要配慮者利用施設とは

### ○水防法における要配慮者利用施設

⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

### ○施設の例

#### 〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

#### 〔学校〕

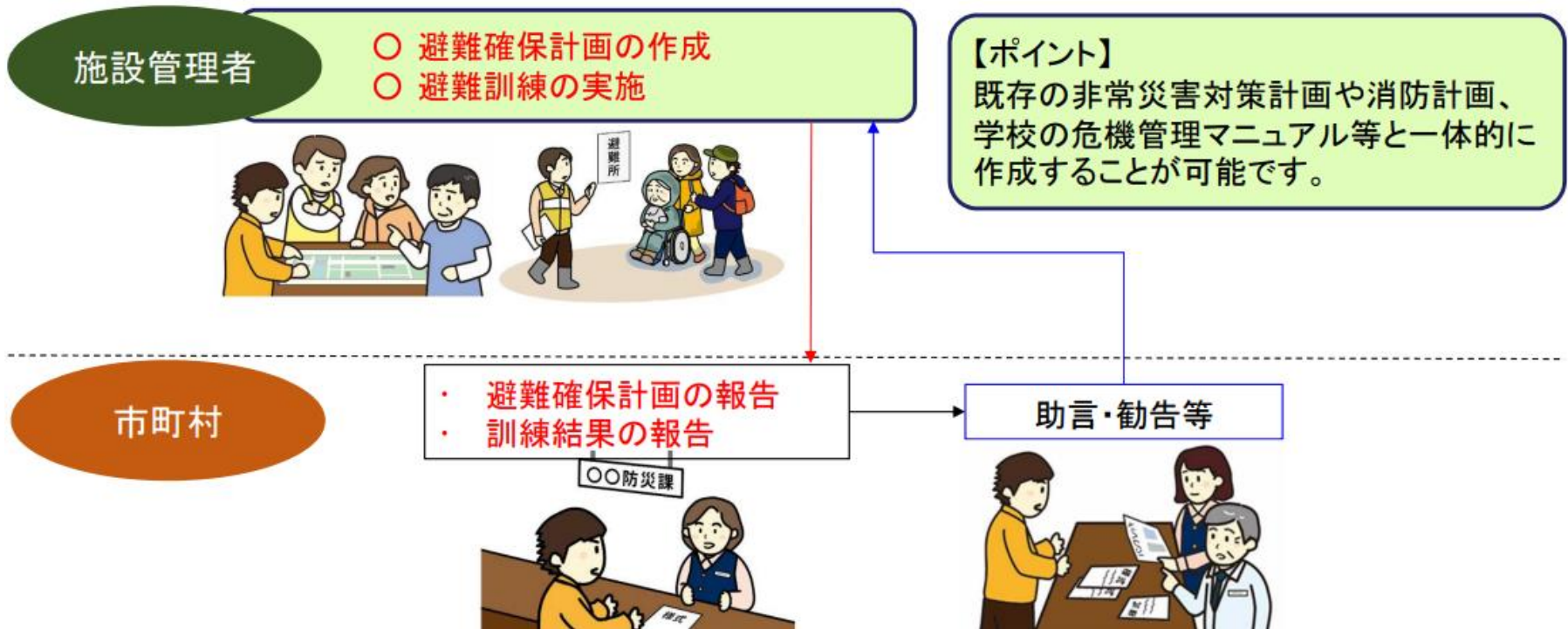
- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

#### 〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

## 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・雨水出水・高潮・土砂災害・津波に対する**避難確保計画**を作成し、**市町村に報告することが義務付けられています。**
- また、**訓練を実施し、その結果を市町村に報告することが義務付けられています。**



## 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

参考資料

【平成28年8月台風第10号におけるグループホーム楽ん楽ん(岩手県岩泉町)の被害】

- 避難確保計画作成の義務は、岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正されたことにより法定化されました。
- 岩手県岩泉町グループホーム楽ん楽んでは、逃げ遅れにより利用者9名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設の職員は、避難準備情報(現在:高齢者等避難)が発令されたことを知っていましたが、避難に時間がかかる高齢者が避難を始めるタイミングとは認識していませんでした。
- 施設は普段から避難訓練を実施していましたが、水害は想定していませんでした。



## 要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】  
 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの  
 →市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】  
 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設  
 →施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】  
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う  
 ・避難確保計画作成(義務)  
 ・訓練の実施(義務)  
 ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】  
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う  
 ・避難確保計画の市町村への報告  
 ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】  
 市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる  
 ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示  
 ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる